

# 国民健康保険税の課税限度額と 保険税軽減範囲が変わります

問 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

## ■ 平成31年度（令和元年度）の改正概要

- ①国民健康保険税の課税（賦課）限度額を見直します。
- ②低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向などを踏まえ、所要の見直しを行います。

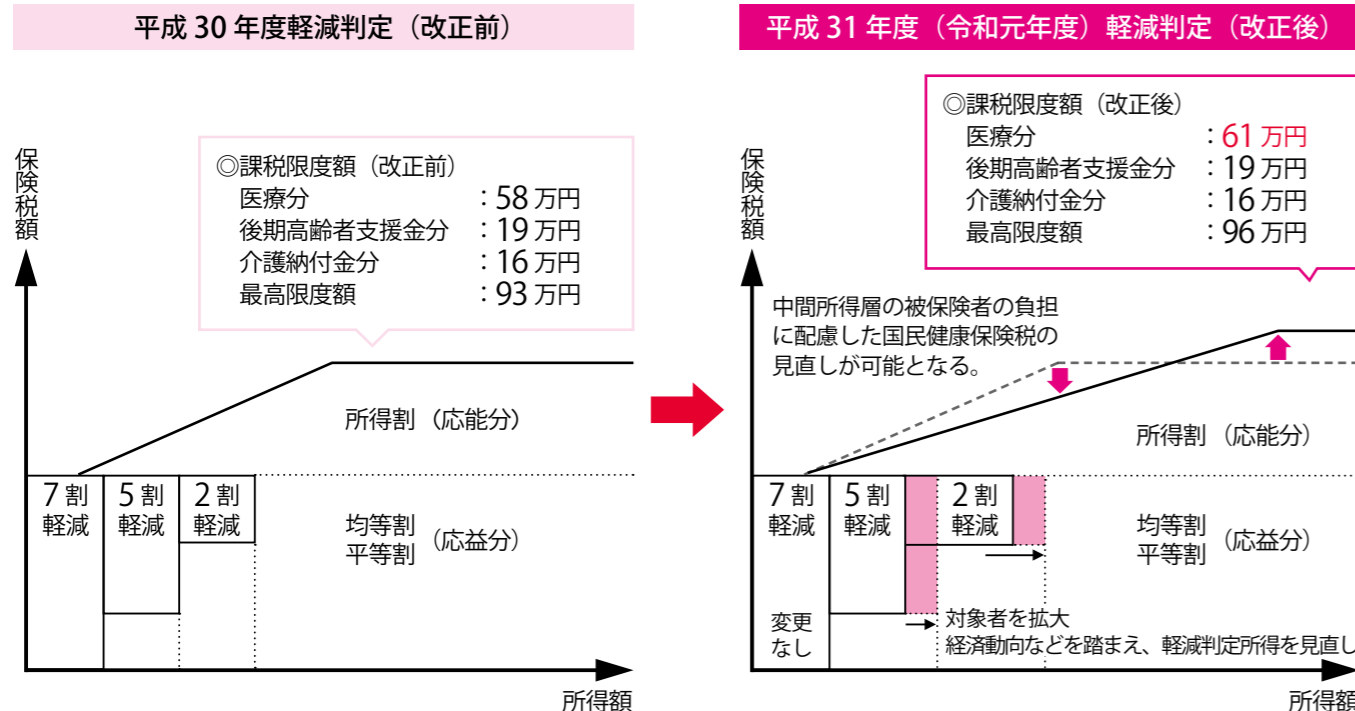
## ■ 課税限度額の改正

国民健康保険税の「医療分」に係る課税限度額を61万円に引き上げます（現行58万円）。

平成30年度課税限度額（改正前）		平成31年度（令和元年度）課税限度額（改正後）	
医療分	58万円	医療分	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	16万円	介護納付金分	16万円
計	93万円	計	96万円

## ■ 保険税軽減範囲の改正

平成30年度に引き続き、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。



# 7月は国民健康保険税の納税月です

問 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

## ■ 平成31年度（令和元年度）の納税通知書を7月12日に 発送します

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります（地方税法第703条の4）。保険税を世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり、世帯主あてに納税通知書を送付します。

## ■ 課税限度額が変わりました

国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費にあてるため、加入者のみんなでお金を出し合って備える制度です。

平成31年度（令和元年度）の税率は、平成30年度と同じで変更はありません。課税限度額については、医療分が3万円引き上げとなり、国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を含めた課税限度額は96万円となります。（詳しくは次のページを参照してください。）

医療費などの増加に対し今後の国保運営を維持していくことで、税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担の増加とにならないよう配慮していますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

## ■ 税率、課税限度額

		平成31年度 (令和元年度) 税率
医療分 国保加入者の医療費などに あてるための課税額 (全ての世帯が負担)	所得割率	8.90%
	均等割額	24,000円
	平等割額	23,000円
課税限度額		610,000円
後期高齢者支援金分 75歳以上の方が加入する後 期高齢者医療制度などの運営 費用にあてるための課税額 (全ての世帯が負担)	所得割率	3.00%
	均等割額	10,000円
	平等割額	8,000円
課税限度額		190,000円
介護納付金分 介護保険制度の運営費用に あてるための課税額 (被保険者の中に40歳～ 64歳までの方がいる世帯 が負担)	所得割率	2.40%
	均等割額	9,000円
	平等割額	4,000円
課税限度額		160,000円

## 健康保険の手続きを忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違い、加入・脱退の手続きは自分で行わなければなりません。

加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、保険証がないため、その間の医療を受ける際は全額自己負担になります。また、脱退の届出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともあります。

加入・脱退などの手続きが済んでいない方は、市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

# 国民健康保険からのお知らせ

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

## 70歳未満の方で認定証をお持ちの方は更新が必要です

70歳未満の方で、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、更新が必要です。8月1日以降に市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。なお、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方も、申請（国保税に滞納などがある場合、交付できないことがあります）をすることで、外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。

申請に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象の方の国民健康保険被保険者証</li> <li>窓口に来られる方の本人確認できる身分証明書（運転免許証など）</li> <li>世帯主と申請者の個人番号通知カードまたは個人番号カード</li> <li>世帯主の印鑑</li> </ul>

## 国民健康保険高齢受給者証の更新のお知らせ

現在お使いの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が7月31日までとなっています。そのため毎年8月1日を基準日として一部負担金（保険医療機関などに支払う）の割合を再判定のうえ更新しますので、8月から新しい高齢受給者証を保険医療機関・保険薬局などにご提示ください。また、「国民健康保険限度額適用認定証」あるいは「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方も更新となります。該当となる方には申請書をあわせて送付しますので8月1日以降に市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。

現在お持ちの受給者証・認定証は8月1日からは使用できませんので、有効期限を過ぎましたら最寄りの市役所国保担当窓口に戻却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。

## 令和元年8月からの自己負担限度額（昨年度と変わりありません。）

### 70歳未満の方

所得	区分	3回目まで	4回目以降
		901万円を超える	ア
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

### 70歳以上75歳未満の方

所得区分	3回目まで		4回目以降
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	140,100円
現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	93,000円
現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	44,400円
一般(課税所得145万円未満など)	18,000円※1	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—

70歳以上の方は、まず外来（個人単位）の限度額を適用した後、外来と入院を合わせた世帯単位の限度額を適用します。

※1  
8月～翌年7月の年間限度額は144,000円（一般低所得Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額です）

## 軽減判定所得

区分	改正前 世帯主と国保加入者の所得額	改正後 世帯主と国保加入者の所得額
7割軽減基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減基準額	33万円+27.5万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割軽減基準額	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

※国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

国民年金

# 国民年金保険料免除等の申請について

問 ▶仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316  
▶大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

## 7月1日から平成31年度（令和元年度）の免除等申請の受付が開始されます

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（50歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成31年度（令和元年度）の免除などの受付は7月1日から開始され、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請できる過去期間については、2年1か月前の月分までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、ご相談ください。

